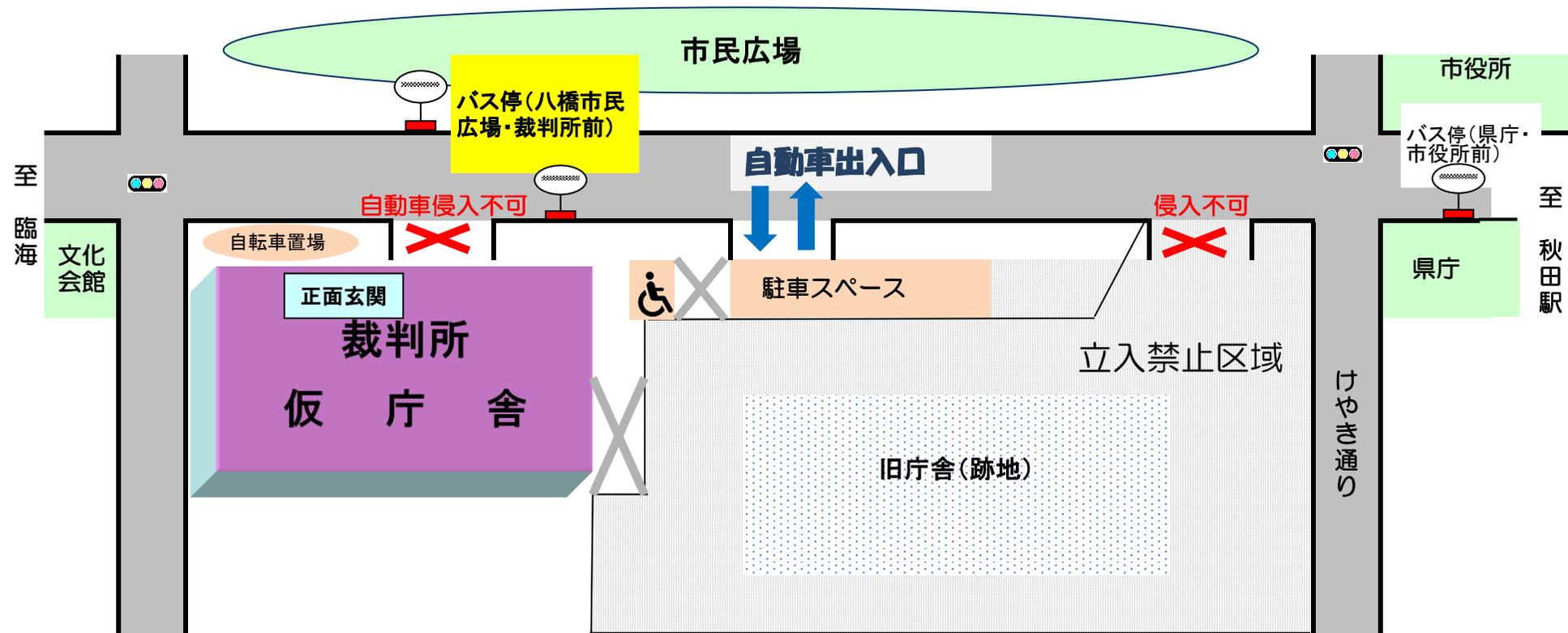


裁判所仮庁舎への移転のお知らせ

令和元年11月5日(火)から仮庁舎において執務を開始しました。
仮庁舎における駐車スペースはごくわずかとなっております。利用台数に限りがありますので、**公共交通機関をご利用**ください。



秋田駅からバスをご利用になる場合

秋田駅西口バス乗り場 2番「県庁市役所経由大川反車庫行き(県庁中央交通線)」または、
3番「県庁市役所経由臨海営業所(臨海営業所線)」などにご乗車いただき、

「八橋市民広場・裁判所前」バス停で下車してください。